

令和 7 年

第 1 回海老名市議会定例会

議 案 書

議事日程第1号（令和7年第1回海老名市議会定例会第1日）

令和7年2月25日（火）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 日程第1 | 議員提出議案第1号 | 海老名市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第3号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第4号 | 海老名市本庁舎駐車場条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第5号 | 海老名市犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第6号 | 海老名市一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について |
| 日程第6 | 議案第7号 | 海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第8号 | 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第9号 | 海老名市職員の定数条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 海老名市自転車等駐車場条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 海老名市消防本部等設置条例の一部改正について |

- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 高座清掃施設組合規約の変更について
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 工事請負契約の締結について（（仮称）障がい者ケアセンター建設工事（電気設備））
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 工事請負契約の締結について（海老名市立有馬中学校校舎外装改修工事）
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 製造請負契約の締結について（高機能消防指令システム等総合整備事業業務委託）
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること

について

日程第30 議案第31号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること

について

日程第31 議案第32号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること

について

日程第32 議案第33号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること

について

日程第33 議案第34号 海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めること

について

日程第34 議案第35号 令和6年度海老名市一般会計補正予算（第9号）

日程第35 議案第36号 令和6年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第4号）

日程第36 議案第37号 令和7年度海老名市一般会計予算

日程第37 議案第38号 令和7年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算

日程第38 議案第39号 令和7年度海老名市介護保険事業特別会計予算

日程第39 議案第40号 令和7年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第40 議案第41号 令和7年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計予算

日程第41 議案第42号 令和7年度海老名市公共下水道事業会計予算

議員提出議案第1号

海老名市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

海老名市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月25日提出

提出者	海老名市議会議員	宇田川	希
賛同者	同	田中	ひろこ
同	同	たち	登志子
同	同	大下	久美
同	同	伊左次	雄介

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴う所要の改正を行うため

海老名市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

海老名市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項ただし書中「。以下」を「。第２０条において」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第２９条」を削り、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４８条において」を削る。

第２７条第２項中「この章において」を削る。

第３１条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３２条第３項中「この章において」を削る。

第３８条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４８条において」を削る。

第３９条第３項中「この章において」を削る。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 3 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のと
おり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

刑法の改正に伴い、所要の改正を行いたいため

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(海老名市表彰条例の一部改正)

第1条 海老名市表彰条例（昭和39年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市情報公開条例の一部改正)

第2条 海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第32条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市行政不服審査会条例の一部改正)

第3条 海老名市行政不服審査会条例（平成27年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例の一部改正)

第4条 海老名市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和4年条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第7項から第9項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 海老名市個人情報保護審査会条例（令和4年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第3号及び第4号並びに第16条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(海老名市一般職の職員の分限に関する条例の一部改正)

第7条 海老名市一般職の職員の分限に関する条例（昭和31年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（海老名市環境保全条例の一部改正）

第8条 海老名市環境保全条例（昭和50年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第41条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第9条 海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（海老名市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正）

第10条 海老名市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和41年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（海老名市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第11条 海老名市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規

定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- ４ 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- ５ 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第６条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の給与に関する条例第１６条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第１号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 4 号

海老名市本庁舎駐車場条例の制定について

海老名市本庁舎駐車場条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

海老名市本庁舎駐車場の設置及び管理について定めたいため

海老名市本庁舎駐車場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、海老名市本庁舎の自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
海老名市本庁舎駐車場	海老名市勝瀬175番地の1

(駐車できる者)

第3条 駐車場に駐車することができる者は、本庁舎及び消防庁舎（以下「本庁舎等」という。）に各種行政手続、相談、会議その他の所用（以下「所用」という。）のために来庁する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、本庁舎等に来庁する者以外の者を駐車場に駐車させることができる。

(使用料)

第4条 駐車場を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の表に定める駐車時間の区分に応じ、それぞれ同表に定める使用料を支払うものとする。ただし、前条第1項に規定する者が駐車場を使用する場合における当該駐車時間は、当該者が所用に要した時間を差し引いた時間とする。

駐車時間	使用料
1時間以内	0円
1時間を超えた後の1時間までごとに	300円

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、使用料を徴収しないことができる。

(使用料の不還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めると

きは、その全部又は一部を還付することができる。

(入場の拒否)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場への入場を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上、車両を駐車することができないとき。
- (2) 車両が発火性又は引火性の物品その他の危険な物品を積載しているとき。
- (3) 駐車場の施設、設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(禁止行為)

第7条 使用者は、駐車場において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の車両の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設、設備等を汚損し、又は損傷すること。
- (3) みだりに火気を使用し、又は騒音を発すること。
- (4) 車両を放置すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為をした者に対し退場を命ずることができるほか、当該行為の防止及び是正のための必要な措置を講ずることができる。

(使用の制限)

第8条 市長は、駐車場の収容能力を超えるとき又は管理上支障があると認めるときは、駐車場の使用を制限することができる。

(使用の休止)

第9条 市長は、市が主催する行事等に使用する場合その他市長が必要と認める場合は、駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

(損害賠償の義務)

第10条 使用者は、使用者の責めに帰すべき理由により駐車場の施設、設備等に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得

ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(市の免責)

第11条 駐車場内において、市以外の者の責めに帰すべき理由により生じた使用者の損害については、市はその責めを負わない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 5 号

海老名市犯罪被害者等支援条例の制定について

海老名市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

犯罪被害者等の支援について定めたいため

海老名市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、海老名市（以下「市」という。）、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者、市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に在学する者又は市内において活動を行う者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、ひぼう中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (7) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。
- (8) 関係機関等 国、他の地方公共団体、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の実情に応じて、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとする。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携及び協力を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとする。

2 市民等は、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が行う犯罪被害者等のた

めの施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等が安心して暮らすために必要な各種の手續に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(犯罪被害者等への支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行うこと。
- (2) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している犯罪被害者等に対し、法律相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (3) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対し、家事、子育て等に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (4) 犯罪等により精神的な被害を受けた犯罪被害者等に対し、心理相談の実施その他必要な支援を行うこと。
- (5) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。
- (6) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援その他必要な支援を行うこと。

(市内に住所を有しない犯罪等による被害者等への支援)

第9条 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったと

きは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第7条第1項に規定する支援を行うものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民等への啓発活動等)

第12条 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(意見の反映)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 6 号

海老名市一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について

海老名市一般職の職員の旅費に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律等の改正を踏まえ、一般職の職員の旅費について
定めたいため

海老名市一般職の職員の旅費に関する条例

海老名市一般職の職員の旅費に関する条例（昭和37年条例第40号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、公務のため旅行する職員の旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州、沖縄本島及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- （2） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- （3） 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- （4） 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- （5） 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- （6） 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は海老名市その他の地方公共団体が定めるパートナーシ

ップ制度その他これに類する制度の適用を受けているパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしている者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任の旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。

）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は第29条の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場

合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、規則で定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 その他の交通費は、陸路（鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条

第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を除く。）旅行について、実費額により支給する。

6 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

7 宿泊費は、第13条の額を上限とした実費額により支給する。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、同条の額を超えて当該宿泊に要する費用の額を支給する。

8 包括宿泊費は、第14条に規定する合計額により支給する。

9 転居費は、赴任に伴う転居について、実費額により支給する。

10 着後滞在費は、第17条に規定する額を支給する。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転について支給する。

12 前9項（第5項にあっては、第12条第1号に掲げる運賃に係るものを除く。）の規定は、海老名市区域内における旅行には、適用しない。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種類及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

（旅費の請求手続）

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする

者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第2項及び第3項に規定する期間、第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃の額は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものとする。）の額の合計額とする。

- (1) 搭乗に要する運賃

(2) 座席指定料金を徴する場合には、前号に掲げる運賃のほか、座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 航空賃は、市長が公務上特に必要と認めるときに限り支給する。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動のうち規則で定めるものに要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜当たり16,000円（次条において「宿泊費基準額」という。）の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用と

し、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して1夜当たり2,400円とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(外国旅行の旅費)

第19条 職員が公務のため外国に旅行する場合における旅費の種類及び額は、第6条及び第9条から前条までの規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例により、その都度、旅行命令権者が市長と協議して定める。

（退職者等の旅費）

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種類について第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条（宿泊手当に相当する部分を除く。）並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第23条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第24条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第25条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の海老名市一般職の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の海老名市一般職の職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項の規定により旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項の規定により旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

- 5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「昭和37年条例第40号」を「令和7年条例第 号」に改める。

(海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「昭和37年条例第40号」を「令和7年条例第 号」に改める。

(海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

7 海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

議案第7号

海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月25日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

住居手当を拡充するとともに、人事院勧告及び神奈川県人事委員会勧告を踏まえ、給料及び扶養手当の額を改めたいため

海老名市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「前項第1号及び」を「前項第1号に該当する扶養親族については1人につき4,000円と、同項第2号に該当する扶養親族(以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。)については1人につき12,500円と、同項」に、「、1人につき」を「1人につき」に改め、「とし、同項第2号に該当する扶養親族(以下この条及び次条において「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,000円」を削り、同条第5項を次のように改める。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の3第1項中「30,000円」を「38,000円」に改める。

第17条の3中「、第8条、第8条の3」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)
行政職—給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,000	230,000	269,300	298,800	321,300	355,200	408,300	424,800
	2	189,700	231,500	270,300	300,300	323,100	356,900	410,200	426,900
	3	191,300	233,000	271,300	301,800	324,900	358,500	412,100	429,000
	4	192,900	234,500	272,300	303,200	326,600	360,100	413,900	431,200
	5	194,500	236,000	273,300	304,600	328,300	361,700	415,700	433,100
	6	196,200	237,500	274,300	305,700	330,000	363,500	417,500	435,200
	7	197,800	239,000	275,300	306,700	331,700	365,000	419,300	437,300
	8	199,400	240,500	276,400	307,900	333,400	366,600	421,100	439,200
	9	201,000	242,000	277,400	309,100	335,000	368,000	422,700	440,900
	10	202,700	243,400	278,700	310,700	336,700	369,600	424,200	442,700
	11	204,400	244,800	280,000	312,300	338,400	371,200	425,700	444,600
	12	206,100	246,200	281,200	313,900	340,000	372,700	427,200	446,500
	13	207,400	247,400	282,500	315,400	341,500	374,600	428,700	448,300
	14	209,000	248,600	283,800	317,000	343,100	376,500	430,000	450,100
	15	210,600	249,800	285,000	318,600	344,700	378,400	431,300	451,900
	16	212,100	251,000	286,200	320,200	346,200	380,200	432,500	453,600
	17	213,600	252,100	287,300	321,700	347,600	381,700	433,700	455,400
	18	215,200	253,200	288,500	323,400	349,300	383,500	435,000	456,900
	19	216,800	254,300	289,800	325,000	350,900	385,200	436,300	458,300
	20	218,400	255,400	291,100	326,600	352,500	386,800	437,500	459,800
	21	220,000	256,400	292,400	328,000	353,700	388,500	438,700	461,200
	22	221,700	257,400	293,400	329,700	355,200	389,900	439,500	462,500
	23	223,000	258,400	294,400	331,400	356,700	391,300	440,300	463,800
	24	224,300	259,400	295,500	333,000	358,200	392,700	441,100	465,000
	25	225,600	260,400	296,600	334,200	359,900	394,100	441,700	466,000
	26	226,700	261,300	297,800	336,100	361,700	395,300	442,300	466,700
	27	227,800	262,200	298,900	337,800	363,400	396,500	442,900	467,400
	28	228,900	263,100	300,100	339,400	365,100	397,500	443,500	468,100
	29	230,000	263,900	301,300	340,900	366,500	398,600	444,200	468,800
	30	231,100	264,700	302,600	342,500	367,800	399,800	445,000	469,500
	31	232,200	265,500	303,900	344,100	369,000	400,900	445,400	470,100
	32	233,300	266,300	305,200	345,700	370,400	402,000	446,100	470,700
	33	234,400	267,000	306,500	347,400	371,500	402,700	446,600	471,200
	34	235,400	267,800	307,800	349,200	372,400	403,400	447,000	471,800
	35	236,400	268,600	309,100	351,000	373,400	404,100	447,400	472,400
	36	237,300	269,300	310,400	352,800	374,500	404,800	447,800	473,000
	37	238,200	270,000	311,700	354,300	375,300	405,400	448,200	473,500
	38	239,100	270,800	313,000	355,700	376,200	406,000	448,600	474,000
	39	239,900	271,600	314,300	357,100	377,100	406,500	449,000	474,400
	40	240,700	272,300	315,400	358,500	377,900	406,900	449,300	474,700
41	241,400	273,000	316,300	360,000	378,700	407,300	449,600	475,000	

42	242,000	273,800	317,600	360,800	379,500	407,500	450,000	475,500
43	242,600	274,600	318,900	361,800	380,300	407,800	450,300	475,900
44	243,200	275,300	320,200	362,800	381,000	408,100	450,600	476,200
45	243,800	276,000	321,400	363,700	381,700	408,400	450,900	476,500
46	244,400	276,700	322,700	364,800	382,400	408,700	451,300	477,000
47	245,000	277,400	323,900	365,700	383,100	409,000	451,600	477,500
48	245,500	278,100	325,100	366,700	383,800	409,300	451,900	477,800
49	246,000	278,800	326,400	367,600	384,300	409,500	452,200	478,100
50	246,400	279,500	327,500	368,300	384,900	409,800	452,600	478,500
51	246,700	280,200	328,600	369,000	385,500	410,100	452,900	478,900
52	247,000	280,900	329,700	369,600	386,200	410,400	453,200	479,200
53	247,300	281,500	330,400	370,000	386,600	410,600	453,500	479,500
54	247,600	282,200	331,300	370,600	387,200	410,900	453,900	480,000
55	247,900	282,800	332,000	371,300	387,800	411,200	454,200	480,400
56	248,200	283,500	332,800	372,000	388,300	411,500	454,500	480,700
57	248,500	284,100	333,600	372,300	388,700	411,700	454,800	481,000
58	248,800	284,800	334,000	373,000	389,300	412,000	455,200	481,500
59	249,100	285,400	334,600	373,700	389,900	412,300	455,500	481,900
60	249,400	286,100	335,300	374,300	390,400	412,500	455,800	482,200
61	249,700	286,700	336,100	374,600	390,800	412,700	456,100	482,500
62	250,000	287,400	336,800	375,100	391,300	413,000	456,500	
63	250,300	288,000	337,500	375,700	391,800	413,300	456,800	
64	250,600	288,500	338,100	376,300	392,400	413,500	457,100	
65	250,900	289,000	338,600	376,600	392,700	413,700	457,400	
66	251,200	289,600	339,200	377,200	393,100	414,000		
67	251,500	290,100	339,700	377,900	393,500	414,300		
68	251,800	290,700	340,300	378,500	393,900	414,500		
69	252,100	291,200	340,600	378,900	394,200	414,700		
70	252,400	291,700	341,100	379,400	394,500	415,000		
71	252,700	292,300	341,500	380,000	394,800	415,300		
72	253,000	292,900	341,900	380,500	395,000	415,500		
73	253,300	293,400	342,300	381,000	395,200	415,700		
74	253,600	293,900	342,800	381,600	395,500	416,000		
75	253,900	294,300	343,300	382,100	395,800	416,300		
76	254,200	294,600	343,800	382,400	396,000	416,500		
77	254,500	294,800	344,100	382,800	396,200	416,700		
78	254,800	295,100	344,500	383,300	396,500	417,000		
79	255,100	295,300	344,900	383,700	396,800	417,300		
80	255,400	295,600	345,300	384,100	397,000	417,500		
81	255,700	295,800	345,600	384,500	397,200	417,700		
82	256,000	296,000	346,000	385,000	397,500	418,000		
83	256,300	296,300	346,400	385,400	397,800	418,300		
84	256,600	296,500	346,800	385,800	398,000	418,500		
85	256,900	296,800	347,000	386,100	398,200	418,700		
86	257,200	297,100	347,400	386,600	398,500			
87	257,500	297,400	347,800	387,000	398,800			

	88	257,800	297,700	348,200	387,400	399,000			
	89	258,100	298,000	348,400	387,700	399,200			
	90		298,300	348,800	388,200	399,500			
	91		298,600	349,200	388,600	399,800			
	92		299,000	349,500	389,000	400,000			
	93		299,200	349,800	389,300	400,200			
	94	299,400	350,200	389,800					
	95	299,700	350,600	390,200					
	96	300,100	351,000	390,600					
	97	300,300	351,500	390,900					
	98	300,600	351,900						
	99	301,000	352,300						
	100	301,400	352,700						
	101	301,600	353,200						
	102	301,900	353,600						
	103	302,200	353,900						
	104	302,500	354,200						
	105	302,700	354,700						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		219,500	241,200	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

行政職二給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	175,500	209,900	265,300	277,400	298,800
	2	176,500	211,800	266,300	278,700	300,300
	3	177,500	213,700	267,300	280,000	301,800
	4	178,500	215,600	268,300	281,200	303,200
	5	179,500	217,500	269,300	282,500	304,600
	6	180,500	219,000	270,300	283,800	305,700
	7	181,500	220,600	271,300	285,000	306,700
	8	182,500	222,200	272,300	286,200	307,900
	9	183,500	223,700	273,300	287,300	309,100
	10	184,600	225,300	274,300	288,500	310,700
	11	185,800	226,900	275,300	289,800	312,300
	12	186,900	228,500	276,400	291,100	313,900
	13	188,000	230,000	277,400	292,400	315,400
	14	189,700	231,500	278,700	293,400	317,000
	15	191,300	233,000	280,000	294,400	318,600
	16	192,900	234,500	281,200	295,500	320,200
	17	194,500	236,000	282,500	296,600	321,700
	18	196,200	237,500	283,800	297,800	323,400
	19	197,800	239,000	285,000	298,900	325,000
	20	199,400	240,500	286,200	300,100	326,600
	21	201,000	242,000	287,300	301,300	328,000
	22	202,700	243,400	288,500	302,600	329,700
	23	204,400	244,800	289,800	303,900	331,400
	24	206,100	246,200	291,100	305,200	333,000
	25	207,400	247,400	292,400	306,500	334,200
	26	209,000	248,600	293,400	307,800	336,100
	27	210,600	249,800	294,400	309,100	337,800
	28	212,100	251,000	295,500	310,400	339,400
	29	213,600	252,100	296,600	311,700	340,900
	30	215,200	253,200	297,800	313,000	342,500
	31	216,800	254,300	298,900	314,300	344,100
	32	218,400	255,400	300,100	315,400	345,700
	33	220,000	256,400	301,300	316,300	347,400
	34	221,700	257,400	302,600	317,600	349,200
	35	223,000	258,400	303,900	318,900	351,000
	36	224,300	259,400	305,200	320,200	352,800
	37	225,600	260,400	306,500	321,400	354,300
	38	226,700	261,300	307,800	322,700	355,700
	39	227,800	262,200	309,100	323,900	357,100
	40	228,900	263,100	310,400	325,100	358,500
	41	230,000	263,900	311,700	326,400	360,000
	42	231,100	264,700	313,000	327,500	360,800
	43	232,200	265,500	314,300	328,600	361,800
44	233,300	266,300	315,400	329,700	362,800	

45	234,400	267,000	316,300	330,400	363,700
46	235,400	267,800	317,600	331,300	364,800
47	236,400	268,600	318,900	332,000	365,700
48	237,300	269,300	320,200	332,800	366,700
49	238,200	270,000	321,400	333,600	367,600
50	239,100	270,800	322,700	334,000	368,300
51	239,900	271,600	323,900	334,600	369,000
52	240,700	272,300	325,100	335,300	369,600
53	241,400	273,000	326,400	336,100	370,000
54	242,000	273,800	327,500	336,800	370,600
55	242,600	274,600	328,600	337,500	371,300
56	243,200	275,300	329,700	338,100	372,000
57	243,800	276,000	330,400	338,600	372,300
58	244,400	276,700	331,300	339,200	373,000
59	245,000	277,400	332,000	339,700	373,700
60	245,500	278,100	332,800	340,300	374,300
61	246,000	278,800	333,600	340,600	374,600
62	246,400	279,500	334,000	341,100	375,100
63	246,700	280,200	334,600	341,500	375,700
64	247,000	280,900	335,300	341,900	376,300
65	247,300	281,500	336,100	342,300	376,600
66	247,600	282,200	336,800	342,800	377,200
67	247,900	282,800	337,500	343,300	377,900
68	248,200	283,500	338,100	343,800	378,500
69	248,500	284,100	338,600	344,100	378,900
70	248,800	284,800	339,200	344,500	379,400
71	249,100	285,400	339,700	344,900	380,000
72	249,400	286,100	340,300	345,300	380,500
73	249,700	286,700	340,600	345,600	381,000
74	250,000	287,400	341,100	346,000	381,600
75	250,300	288,000	341,500	346,400	382,100
76	250,600	288,500	341,900	346,800	382,400
77	250,900	289,000	342,300	347,000	382,800
78	251,200	289,600	342,800	347,400	383,300
79	251,500	290,100	343,300	347,800	383,700
80	251,800	290,700	343,800	348,200	384,100
81	252,100	291,200	344,100	348,400	384,500
82	252,400	291,700	344,500	348,800	385,000
83	252,700	292,300	344,900	349,200	385,400
84	253,000	292,900	345,300	349,500	385,800
85	253,300	293,400	345,600	349,800	386,100
86	253,600	293,900		350,200	386,600
87	253,900	294,300		350,600	387,000
88	254,200	294,600		351,000	387,400
89	254,500	294,800		351,500	387,700
90	254,800	295,100		351,900	
91	255,100	295,300		352,300	
92	255,400	295,600		352,700	
93	255,700	295,800		353,200	

	94	256,000				
	95	256,300				
	96	256,600				
	97	256,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		192,000	219,500	241,600	260,000	279,700

備考 この表は、自動車運転士、業務員及び用務員に適用する。

別表第2の2の表中「ボイラー運転士、調理師、業務員又は用務員若しくは調理員」を「業務員又は用務員」に改める。

第2条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族については1人につき4,000円と、同項第2号に該当する」を削り、「12,500円」を「14,000円」に、「同項第3号から第6号まで」を「同項第2号から第5号まで」に改める。

第9条の2中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は海老名市その他の地方公共団体が定めるパートナーシップ制度その他これに類する制度の適用を受けているパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしている者を含む。）」を加える。

（海老名市一般職の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第3条 海老名市一般職の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第8項中「、第8条の3」を削り、「、第7条並びに第8条」を「並びに第7条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条及び第3条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の海老名市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び任命権者の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

4 海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成20年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第4項中「、第8条」を削る。

附則別表

行政職一給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新号給				
	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1

6	1	1	1	1	2
7	1	1	1	1	3
8	1	1	1	1	4
9	1	1	1	1	5
10	2	2	1	1	6
11	3	3	1	1	7
12	4	4	1	1	8
13	5	5	1	1	9
14	6	6	2	1	10
15	7	7	3	1	11
16	8	8	4	1	12
17	9	9	5	1	13
18	10	10	6	2	14
19	11	11	7	3	15
20	12	12	8	4	16
21	13	13	9	5	17
22	14	14	10	6	18
23	15	15	11	7	19
24	16	16	12	8	20
25	17	17	13	9	21
26	18	18	14	10	22
27	19	19	15	11	23
28	20	20	16	12	24
29	21	21	17	13	25
30	22	22	18	14	26
31	23	23	19	15	27

32	24	24	20	16	28
33	25	25	21	17	29
34	26	26	22	18	30
35	27	27	23	19	31
36	28	28	24	20	32
37	29	29	25	21	33
38	30	30	26	22	34
39	31	31	27	23	35
40	32	32	28	24	36
41	33	33	29	25	37
42	34	34	30	26	38
43	35	35	31	27	39
44	36	36	32	28	40
45	37	37	33	29	41
46	38	38	34	30	42
47	39	39	35	31	43
48	40	40	36	32	44
49	41	41	37	33	45
50	42	42	38	34	46
51	43	43	39	35	47
52	44	44	40	36	48
53	45	45	41	37	49
54	46	46	42	38	50
55	47	47	43	39	51
56	48	48	44	40	52
57	49	49	45	41	53

58	50	50	46	42	54
59	51	51	47	43	55
60	52	52	48	44	56
61	53	53	49	45	57
62	54	54	50	46	58
63	55	55	51	47	59
64	56	56	52	48	60
65	57	57	53	49	61
66	58	58	54	50	
67	59	59	55	51	
68	60	60	56	52	
69	61	61	57	53	
70	62	62	58	54	
71	63	63	59	55	
72	64	64	60	56	
73	65	65	61	57	
74	66	66	62	58	
75	67	67	63	59	
76	68	68	64	60	
77	69	69	65	61	
78	70	70	66	62	
79	71	71	67	63	
80	72	72	68	64	
81	73	73	69	65	
82	74	74	70		
83	75	75	71		

84	76	76	72		
85	77	77	73		
86	78	78	74		
87	79	79	75		
88	80	80	76		
89	81	81	77		
90	82	82	78		
91	83	83	79		
92	84	84	80		
93	85	85	81		
94	86	86	82		
95	87	87	83		
96	88	88	84		
97	89	89	85		
98	90	90			
99	91	91			
100	92	92			
101	93	93			
102	94				
103	95				
104	96				
105	97				

行政職二給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新号給	
	3級	5級

1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	2
7	3	3
8	4	4
9	5	5
10	6	6
11	7	7
12	8	8
13	9	9
14	10	10
15	11	11
16	12	12
17	13	13
18	14	14
19	15	15
20	16	16
21	17	17
22	18	18
23	19	19
24	20	20
25	21	21
26	22	22

27	23	23
28	24	24
29	25	25
30	26	26
31	27	27
32	28	28
33	29	29
34	30	30
35	31	31
36	32	32
37	33	33
38	34	34
39	35	35
40	36	36
41	37	37
42	38	38
43	39	39
44	40	40
45	41	41
46	42	42
47	43	43
48	44	44
49	45	45
50	46	46
51	47	47
52	48	48

53	49	49
54	50	50
55	51	51
56	52	52
57	53	53
58	54	54
59	55	55
60	56	56
61	57	57
62	58	58
63	59	59
64	60	60
65	61	61
66	62	62
67	63	63
68	64	64
69	65	65
70	66	66
71	67	67
72	68	68
73	69	69
74	70	70
75	71	71
76	72	72
77	73	73
78	74	74

79	75	75
80	76	76
81	77	77
82	78	78
83	79	79
84	80	80
85	81	81
86	82	82
87	83	83
88	84	84
89	85	85
90		86
91		87
92		88
93		89

議案第 8 号

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

投票立会人及び期日前投票立会人の報酬を見直すとともに、海老名市企業立地促進
条例の失効に伴う所要の改正を行いたいため

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2投票立会人の項中「15, 100円」の次に「を限度として規則で定める額」を加え、同表期日前投票立会人の項中「13, 300円」の次に「を限度として規則で定める額」を加え、同表企業立地審査会委員の項を削り、同表技術顧問の項中「以内で市長が定める額」を「を限度として規則で定める額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第2投票立会人の項及び期日前投票立会人の項の規定は、この条例の施行の日以後にその期日が公示され、又は告示される選挙について適用し、同日前にその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 9 号

海老名市職員の定数条例の一部改正について

海老名市職員の定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

社会情勢の変化に対応するとともに、消防・救急態勢を確保したいため

海老名市職員の定数条例の一部を改正する条例

海老名市職員の定数条例（昭和32年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「612」を「669」に、「63」を「67」に、「199」を「205」に、「895」を「962」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（海老名市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正）

2 海老名市消防長及び消防署長の資格を定める条例（平成26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「消防司令」を「消防司令長」に改める。

議案第10号

海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月25日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

仕事と介護の両立支援に係る措置を講じたいため

海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「定める者」の次に「（第19条の2において「配偶者等」という。）」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

緊急消防援助隊出動に伴う特殊勤務手当を定めたいため

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条中「職員」の次に「（第4号及び第5号にあつては、消防吏員）」を加え、「の業務に従事したとき」を「に掲げる業務に従事した場合」に改め、同条に次の2号を加える。

（4） 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助又はこれらに相当する業務（第2号に該当するものを除く。）

（5） 消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項の緊急消防援助隊を構成する人員として同法第44条第1項の消防の応援等の業務

別表中災害対策業務手当の項に次のように加える。

（4） 第11条第4号の業務	日額	840
（5） 第11条第5号の業務	日額	1,080円。ただし、消防法（昭和23年法律第186号）第23条の2第1項の火災警戒区域その他これに類する区域等において従事した場合は、1,080

	円を加算する 。
--	-------------

別表備考に次のただし書を加える。

ただし、災害対策業務手当の項第4号及び第5号の業務を除く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 2 号

海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について

海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

職員を派遣できる団体に一般社団法人海老名市医師会を加えたいため

海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例

海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 一般社団法人海老名市医師会

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第13号

海老名市自転車等駐車場条例の一部改正について

海老名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月25日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

かしわ台駅自転車等置場を廃止したいため

海老名市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

海老名市自転車等駐車場条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 かしわ台駅自転車等置場の項を削る。

別表第2 自転車等置場の部を次のように改める。

自転車等置場	社家駅自転車等置場	無料	無料
	門沢橋駅東側自転車等置場		
	門沢橋駅西側自転車等置場		

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議案第 1 4 号

海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正を踏まえ、消防団員の処遇改善を図りたいため

海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例

海老名市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第15号

海老名市消防本部等設置条例の一部改正について

海老名市消防本部等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月25日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

海老名市消防署南分署の移転に伴い、位置を変更したいため

海老名市消防本部等設置条例の一部を改正する条例

海老名市消防本部等設置条例（昭和44年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表海老名市消防署南分署の項中「上河内175番地の1」を「社家五丁目9番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第16号

海老名市学校給食費に関する条例の一部改正について

海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年2月25日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

食材費高騰に係る学校給食費の額の見直し及び令和7年度における保護者負担軽減のための特例について定めたいため

海老名市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例

海老名市学校給食費に関する条例（平成23年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（物価高騰に係る令和7年度における学校給食費の特例）

5 令和7年度における別表の規定の適用については、同表小学校の項中「56,900円」とあるのは「49,500円」と、同表中学校の項中「68,400円」とあるのは「59,400円」とする。

別表小学校の項中「53,200円」を「56,900円」に改め、同表中学校の項中「63,000円」を「68,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 17 号

高座清掃施設組合規約の変更について

高座清掃施設組合規約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

組合規約の変更について、議会の議決を経た上、協議をしたいため

高座清掃施設組合同規約の一部を改正する規約（案）

高座清掃施設組合同規約（昭和 38 年 1 月 28 日神奈川県指令 38 地第 812 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

（5） 温浴施設の設置及び管理運営に関すること。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による神奈川県知事の許可の日から施行する。

議案第18号

工事請負契約の締結について（（仮称）障がい者ケアセンター建設工事
（電気設備））

（仮称）障がい者ケアセンター建設工事（電気設備）について、下記のとおり請負契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

海老名市長 内 野 優

記

- 1 契約の目的 （仮称）障がい者ケアセンター建設工事（電気設備）
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 一金235,972,000円
- 4 契約の相手方 神奈川県相模原市中央区富士見六丁目15番10号
合同電気工事株式会社
代表取締役 大岩 茂

提案理由

議会の議決を得た上、工事請負契約を締結したいため

参考資料

(仮称) 障がい者ケアセンター建設工事 (電気設備)

入札方法	条件付一般競争入札
開札年月日	令和7年2月5日
落札決定日	令和7年2月10日
入札回数	1回
設計金額	255,860,000円 (税込み)
予定価格	255,860,000円 (税込み)
最低制限価格	なし
落札金額	235,972,000円 (税込み)
うち消費税相当額	21,452,000円
落札者	神奈川県相模原市中央区富士見六丁目15番10号 合同電気工事株式会社 代表取締役 大岩 茂

入札状況

業者名	所在地	入札金額 (円)
合同電気工事株式会社 代表取締役 大岩 茂	神奈川県相模原市中央区 富士見六丁目15番10号	214,520,000 (235,972,000)
三六電設株式会社 代表取締役 篠原 政一朗	神奈川県海老名市 大谷北一丁目9番27号	辞退
井上電気株式会社 代表取締役 可兒 克利	神奈川県海老名市 大谷北四丁目3番29号	入札書不着

※入札金額には、消費税相当額を含みません。括弧内の金額は税込金額です。

参考資料

(仮称) 障がい者ケアセンター建設工事 (電気設備)

1 工事件名 (仮称) 障がい者ケアセンター建設工事 (電気設備)

2 工事場所 海老名市社家二丁目 3 4 4 9 番地ほか 3 筆

3 契約期間 本契約締結日から令和 8 年 5 月 2 9 日まで
(令和 6 年度～令和 8 年度継続事業)

4 工事概要

・建物概要

構造・規模：R C 造一部木造 2 階建

敷地面積：2, 196. 93m² 建築面積：1, 245. 35m² 延床面積：1, 885. 17m²

・主要室

1 階：事務室、厨房、相談室、会議室等

2 階：事務室、ケア室、リハビリ室、スヌーズレン室、浴室（一般・特浴）等

・主要工事

電灯設備、動力設備、受変電設備、発電設備、構内情報通信網設備、

構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、

テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、

火災報知設備、構内配電線路、構内通信線路

議案第19号

工事請負契約の締結について（海老名市立有馬中学校校舎外装改修工事）

海老名市立有馬中学校校舎外装改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

海老名市長 内 野 優

記

- 1 契約の目的 海老名市立有馬中学校校舎外装改修工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 一金218,911,000円
- 4 契約の相手方 神奈川県小田原市新屋82番地の1
松浦建設株式会社
代表取締役 松浦 秀敏

提案理由

議会の議決を得た上、工事請負契約を締結したいため

参考資料

海老名市立有馬中学校校舎外装改修工事

入札方法	条件付一般競争入札
開札年月日	令和7年2月5日
落札決定日	令和7年2月10日
入札回数	1回
設計金額	312,730,000円（税込み）
予定価格	312,730,000円（税込み）
最低制限価格	なし
落札金額	218,911,000円（税込み）
うち消費税相当額	19,901,000円
落札者	神奈川県小田原市新屋82番地の1 松浦建設株式会社 代表取締役 松浦 秀敏

入札状況

業者名	所在地	入札金額（円）
松浦建設株式会社 代表取締役 松浦 秀敏	神奈川県小田原市 新屋82番地の1	199,010,000 (218,911,000)
京王建設横浜株式会社 代表取締役 山菅 正人	神奈川県横浜市神奈川区 栄町5番地1	199,800,000 (219,780,000)
山王建設株式会社 代表取締役 高橋 学	神奈川県厚木市 妻田北一丁目12番6号	210,000,000 (231,000,000)
株式会社明和美装 代表取締役 田中 篤	神奈川県横浜市港北区 新横浜二丁目3番地8 KDX新横浜ビル3階	278,000,000 (305,800,000)

※入札金額には、消費税相当額を含みません。括弧内の金額は税込金額です。

参考資料

海老名市立有馬中学校校舎外装改修工事

- 1 工事件名 海老名市立有馬中学校校舎外装改修工事
- 2 工事場所 海老名市本郷4601番地
- 3 契約期間 本契約締結日から令和8年1月16日まで
(令和6年度～令和7年度継続事業)
- 4 工事概要
 - ・建物概要
構造・規模：RC造 4階建
延床面積：5,936㎡（A棟、B棟、C棟、C棟機械室棟：計4棟）
 - ・主要工事
外壁改修工事、防水改修工事、塗装改修工事、建具改修工事、その他工事

議案第 20 号

製造請負契約の締結について（高機能消防指令システム等総合整備事業
業務委託）

高機能消防指令システム等総合整備事業業務委託について、下記のとおり請負契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 13 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

- 1 契約の目的 高機能消防指令システム等総合整備事業業務委託
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 一金 2, 299, 990, 000 円
- 4 契約の相手方 神奈川県横浜市西区みなとみらい 2 丁目 3 番 5 号
NEC ネットエスアイ株式会社 神奈川支店
支店長 柴田 英美子

提案理由

議会の議決を得た上、製造請負契約を締結したいため

参考資料

高機能消防指令システム等総合整備事業業務委託

選定方法	公募型プロポーザル方式
公告年月日	令和6年10月1日
選考審査日	令和6年11月21日
提案限度額	2,493,700,000円（税込み）
審査結果	4,399点／5,280点（総点数の83.3%）
最優秀提案者	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目3番5号 NEC ネットエスアイ株式会社 神奈川支店 支店長 柴田 英美子
契約金額	2,299,990,000円（税込み）
うち消費税相当額	209,090,000円
契約期間	本契約締結日から令和8年9月30日まで （令和6年度～令和8年度継続事業）

応募状況

業者名	所在地
NEC ネットエスアイ株式会社 神奈川支店 支店長 柴田 英美子	神奈川県横浜市西区 みなとみらい2丁目3番5号

議案第 2 1 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市上今泉四丁目（以下略）

氏 名 井 上 勝

生 年 昭和 3 2 年

提案理由

現委員の任期満了（令和 7 年 3 月 3 1 日）に伴い、再任命したいため

(参 考)

井 上 勝 略歴

年月	学歴・職歴
平成26年から 現在まで	就農
平成28年3月から 平成29年2月まで	上今泉生産組合長
平成31年4月から 令和4年3月まで	海老名市農地利用最適化推進委員
令和4年4月から 現在まで	海老名市農業委員会委員

議案第 22 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市中野三丁目（以下略）

氏 名 牛 村 律 子

生 年 昭和 39 年

提案理由

現委員の任期満了（令和 7 年 3 月 31 日）に伴い、再任命したいため

(参 考)

牛 村 律 子 略 歴

年月	学歴・職歴
平成2年から 現在まで	就農
平成11年1月から 現在まで	認定農業者に準ずる者
令和4年4月から 現在まで	海老名市農業委員会委員

議案第 23 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市中新田二丁目（以下略）

氏 名 大 島 好 美

生 年 昭和 29 年

提案理由

現委員の任期満了（令和 7 年 3 月 31 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

大 島 好 美 略 歴

年月	学歴・職歴
平成27年から 現在まで	就農
令和3年3月から 令和4年2月まで	中新田生産班長
令和4年3月から 令和5年2月まで	中新田生産組合長

議案第 24 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市柏ヶ谷五丁目（以下略）

氏 名 大 貫 信 夫

生 年 昭和 21 年

提案理由

現委員の任期満了（令和 7 年 3 月 31 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

大 貫 信 夫 略 歴

年月	学歴・職歴
平成17年から 現在まで	就農
平成19年 3 月から 平成22年 2 月まで	柏ヶ谷生産組合長
令和 4 年 4 月から 現在まで	海老名市農地利用最適化推進委員

議案第 25 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市本郷（以下略）

氏 名 鴨志田 ひろし

生 年 昭和 33 年

提案理由

現委員の任期満了（令和 7 年 3 月 31 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

鴨志田 ひろし 略歴

年月	学歴・職歴
平成16年から 現在まで	就農
令和4年4月から 現在まで	海老名市農地利用最適化推進委員
令和6年3月から 現在まで	本郷西生産組合長
令和6年8月から 現在まで	認定農業者

議案第 26 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市上郷一丁目（以下略）

氏 名 小 島 卓 巳

生 年 昭和 35 年

提案理由

現委員の任期満了（令和 7 年 3 月 31 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

小 島 卓 巳 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和56年から 現在まで	就農
平成30年12月から 現在まで	認定農業者
令和2年3月から 令和3年2月まで	上郷生産組合長

議案第 27 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市中河内（以下略）
氏 名 澤 地 正 典
生 年 昭和 31 年

提案理由

現委員の任期満了（令和 7 年 3 月 31 日）に伴い、再任命したいため

(参 考)

澤 地 正 典 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和54年から 現在まで	就農
平成8年2月から 現在まで	認定農業者
平成28年4月から 平成30年3月まで	海老名市園芸協会会長
令和4年4月から 現在まで	海老名市農業委員会委員

議案第 28 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市中河内（以下略）

氏 名 重 田 政 一

生 年 昭和 30 年

提案理由

現委員の任期満了（令和 7 年 3 月 31 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

重 田 政 一 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和50年から 現在まで	就農
平成12年2月から 現在まで	認定農業者
令和4年4月から 現在まで	海老名市農地利用最適化推進委員

議案第 29 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市国分寺台 4 丁目（以下略）

氏 名 高 橋 修

生 年 昭和 46 年

提案理由

現委員の任期満了（令和 7 年 3 月 31 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

高 橋 修 略 歴

年月	学歴・職歴
令和5年3月から 令和6年2月まで	杉久保生産班長
令和6年3月から 現在まで	杉久保生産班長

議案第30号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和7年2月25日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市河原口二丁目（以下略）

氏 名 田 口 修

生 年 昭和35年

提案理由

現委員の任期満了（令和7年3月31日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

田 口 修 略歴

年月	学歴・職歴
平成27年から 現在まで	就農
令和4年3月から 令和5年2月まで	河原口生産班長

議案第 3 1 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市中野二丁目（以下略）

氏 名 西 海 正 義

生 年 昭和 4 3 年

提案理由

現委員の任期満了（令和 7 年 3 月 3 1 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

西 海 正 義 略 歴

年月	学歴・職歴
平成17年から 現在まで	就農
平成30年3月から 平成31年2月まで	中野生産組合長
令和4年4月から 現在まで	海老名市農地利用最適化推進委員

議案第 3 2 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市今里一丁目（以下略）

氏 名 西 山 勝 敏

生 年 昭和 3 5 年

提案理由

現委員の任期満了（令和 7 年 3 月 3 1 日）に伴い、新たに任命したいため

(参 考)

西 山 勝 敏 略 歴

年月	学歴・職歴
平成20年から 現在まで	就農
平成29年 3 月から 平成30年 2 月まで	今里生産組合長
令和 4 年 4 月から 現在まで	海老名市農地利用最適化推進委員

議案第 33 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市大谷北三丁目（以下略）

氏 名 三廻部 茂

生 年 昭和 30 年

提案理由

現委員の任期満了（令和 7 年 3 月 31 日）に伴い、再任命したいため

(参 考)

三廻部 茂 略歴

年月	学歴・職歴
平成6年から 現在まで	就農
平成25年3月から 平成26年2月まで	大谷生産班長
平成31年3月から 令和2年2月まで	大谷生産班長
令和3年3月から 令和4年2月まで	大谷生産組合長
令和4年4月から 現在まで	海老名市農業委員会委員

議案第 3 4 号

海老名市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、
下記の者を海老名市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

海老名市長 内 野 優

記

住 所 海老名市上河内（以下略）

氏 名 宮 臺 功

生 年 昭和 2 3 年

提案理由

現委員の任期満了（令和 7 年 3 月 3 1 日）に伴い、再任命したいため

(参 考)

宮 臺 功 略 歴

年月	学歴・職歴
昭和46年から 現在まで	就農
平成26年 3 月から 平成27年 2 月まで	上河内生産組合長
平成31年 4 月から 現在まで	海老名市農業委員会委員

令和6年度海老名市一般会計等補正予算（別冊）

議案第35号 令和6年度海老名市一般会計補正予算（第9号）

議案第36号 令和6年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度海老名市一般会計等予算（別冊）

議案第37号 令和7年度海老名市一般会計予算

議案第38号 令和7年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算

議案第39号 令和7年度海老名市介護保険事業特別会計予算

議案第40号 令和7年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第41号 令和7年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計予算

議案第42号 令和7年度海老名市公共下水道事業会計予算

令和7年第1回海老名市議会定例会会期日程（案）

会期31日間

月 日	曜日	種 別	内 容	開 議 時 刻
2月25日	火	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
3月3日	月	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時
3月7日	金	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	同
3月10日	月	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
3月11日	火	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
3月13日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
3月14日	金	本会議	市政に関する一般質問	同
3月17日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
3月18日	火	委員会	予算決算常任委員会総務分科会	同
3月21日	金	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会	同
3月24日	月	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会	同
3月25日	火	委員会	予算決算常任委員会	同
3月27日	木	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分